

計量管理規定

新旧対照表

令和5年1月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所

核燃料サイクル工学研究所計量管理規定新旧対照表

該当箇所を_____で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 計量管理規定</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>平成 元年 2月15日 平成 元年 4月 1日 平成 元年 6月 1日 平成 3年 1月 7日 平成 3年 11月29日 平成 4年 12月28日 平成 5年 9月 3日 平成 6年 1月 1日 平成 6年 9月 6日 平成 6年 9月26日 平成 7年 1月18日 平成 7年 2月 9日 平成 7年 3月10日 平成 7年 3月29日 平成 7年 6月 6日 平成 7年 11月 2日 平成 8年 4月 3日 平成 8年 7月22日 平成 8年 10月29日 平成 9年 2月28日 平成 9年 11月28日 平成10年 10月 1日 平成11年 9月10日 平成13年 4月 1日 平成14年 7月19日 平成15年 7月 7日 平成15年 10月 9日 平成17年 10月 1日 平成19年 3月 2日 平成20年 10月 1日 平成22年 3月23日 平成23年 5月 1日 平成24年 5月15日 平成24年 10月 1日 平成26年 4月 1日 平成27年 4月 1日 平成28年 4月 1日 平成29年 12月12日 平成30年 3月29日 平成30年 6月26日 平成31年 3月 7日 令和 3年 3月 2日 令和 3年 12月10日 令和 4年 6月 8日</p>	<p style="text-align: center;">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 計量管理規定</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>平成 元年 2月15日 平成 元年 4月 1日 平成 元年 6月 1日 平成 3年 1月 7日 平成 3年 11月29日 平成 4年 12月28日 平成 5年 9月 3日 平成 6年 1月 1日 平成 6年 9月 6日 平成 6年 9月26日 平成 7年 1月18日 平成 7年 2月 9日 平成 7年 3月10日 平成 7年 3月29日 平成 7年 6月 6日 平成 7年 11月 2日 平成 8年 4月 3日 平成 8年 7月22日 平成 8年 10月29日 平成 9年 2月28日 平成 9年 11月28日 平成10年 10月 1日 平成11年 9月10日 平成13年 4月 1日 平成14年 7月19日 平成15年 7月 7日 平成15年 10月 9日 平成17年 10月 1日 平成19年 3月 2日 平成20年 10月 1日 平成22年 3月23日 平成23年 5月 1日 平成24年 5月15日 平成24年 10月 1日 平成26年 4月 1日 平成27年 4月 1日 平成28年 4月 1日 平成29年 12月12日 平成30年 3月29日 平成30年 6月26日 平成31年 3月 7日 令和 3年 3月 2日 令和 3年 12月10日 令和 4年 6月 8日 <u>令和 年 月 日</u></p>	<p style="text-align: right;">•改正期日の追加に伴う 変更</p>

核燃料サイクル工学研究所計量管理規定新旧対照表

該当箇所を_____で示す。

現 行						改 定 案						備 考		
第Ⅱ-2-(1)表 再処理工場における核燃料物質をバッチに区分する方法、ソースデータ及び供給当事国別記録の区分						第Ⅱ-2-(1)表 再処理工場における核燃料物質をバッチに区分する方法、ソースデータ及び供給当事国別記録の区分								
MBA の 符号	KMP の 符号	在庫変動 の タイプ	代 表 的 形 態		ソ ー ス デ ー タ	供給当事 国別記録 の区分	MBA の 符号	KMP の 符号	在庫変動 の タイプ	代 表 的 形 態		ソ ー ス デ ー タ	供給当事 国別記録 の区分	
			バ ッ チ	ア イ テ ム						バ ッ チ	ア イ テ ム			
	7	ウラン及び プルトニウム 製品等の MBA 間 移 動	ウラン製品等 1 容器	1 バッチ	バッチに対して、 (1) バッチ符号 (2) 容器の識別番号 (3) 貯蔵所の配置番号 (4) 移動日 (5) 容器の空重量、総重量、及び正味重 量 (6) ウランの品位、同位体組成 (7) ウランの元素重量及び特定核分裂 性物質重量 (8) 測定精度	総 量		7	ウラン及び プルトニウム 製品等の MBA 間 移 動	ウラン製品等 1 容器	1 バッチ	バッチに対して、 (1) バッチ符号 (2) 容器の識別番号 (3) 貯蔵所の配置番号 (4) 移動日 (5) 容器の空重量、総重量、及び正味重 量 (6) ウランの品位、同位体組成 (7) ウランの元素重量及び特定核分裂 性物質重量 (8) 測定精度	総 量	
			プルトニウム 製品等のプルト ニウム製品 貯槽への各移 動	1 バッチ	バッチに対して、 (1) バッチ符号 (2) 受入槽の識別番号 (3) 移動日 (4) 移動前後の液位、容量、密度及び液 温 (5) プルトニウムの濃度と同位体組成 (6) プルトニウムの元素重量及び特定 核分裂性物質重量 (7) 出量計量槽の校正データ (8) 測定精度					プルトニウム 製品等のプルト ニウム製品 貯槽への各移 動	1 バッチ	バッチに対して、 (1) バッチ符号 (2) 受入槽の識別番号 (3) 移動日 (4) 移動前後の液位、容量、密度及び液 温 (5) プルトニウムの濃度と同位体組成 (6) プルトニウムの元素重量及び特定 核分裂性物質重量 (7) 出量計量槽の校正データ (8) 測定精度		
	9	少量及びそ 他の核燃 料 物 質 の MBA 間 移 動	少量核燃料物 質の各移動		のKMP 4に同じ		9	少量及びそ 他の核燃 料 物 質 の MBA 間 移 動	少量核燃料物 質の各移動		のKMP 4に同じ			
			ウラン製品等 1 容器		KMP 7に同じ				その他の核燃 料物質の移動		1 バッチ	バッチに対して、 (1) バッチ符号 (2) 払出槽及び受入槽の識別番号 (3) 移動日 (4) 移動前後の液位、容量、密度及び液 温 (5) プルトニウムの濃度と同位体組成 (6) プルトニウムの元素重量及び特定 核分裂性物質重量 (7) プルトニウム溶液受槽の校正デー タ (8) 測定精度		
	*	区分変更	区分変更され たバッチ	1 バッチ	バッチに対して、 (1) 区分変更を行った日 (2) バッチ符号 (3) ウランの元素重量及び特定核分裂 性物質重量	バッチ			ウラン製品等 1 容器		KMP 7に同じ			
							*	区分変更	区分変更され たバッチ	1 バッチ	バッチに対して、 (1) 区分変更を行った日 (2) バッチ符号 (3) ウランの元素重量及び特定核分裂 性物質重量	バッチ		

・工程洗浄（プルトニウム溶液の集約・廃棄）に伴う核燃料物質の移動として「その他の核燃料物質の移動」を追記。

核燃料サイクル工学研究所計量管理規定新旧対照表

該当箇所を_____で示す。

現 行					改 定 案					備 考			
第Ⅱ-4-(1)表 再処理工場の各主要測定点における測定					第Ⅱ-4-(1)表 再処理工場の各主要測定点における測定								
MBA の 符号	KMP の 符号	物理的・化学的 形 状 (主要なもの)	単位体の記述	測 定 の 内 容		MBA の 符号	KMP の 符号	物理的・化学的 形 状 (主要なもの)	単位体の記述	測 定 の 内 容			
				目 的	方 法 ・ 機 器					目 的	方 法 ・ 機 器		
□	6	液 体 固体、その他 単 体 硝酸塩 二酸化物 三酸化物 他の酸化物 他の化合物	各受払い 各容器	員数確認及 び含有量確 定	計数、化学分析、アルファ線計測及び 容量測定等 分析装置、放射線計測装置、レベル計 及びマンメータ等	□	6	液 体 固体、その他 単 体 硝酸塩 二酸化物 三酸化物 他の酸化物 他の化合物	各受払い 各容器	員数確認及 び含有量確 定	計数、化学分析、アルファ線計測及び 容量測定等 分析装置、放射線計測装置、レベル計 及びマンメータ等	・工程洗浄（プルトニウ ム溶液の集約・廃棄）に 伴う低濃度溶液の分析 手法及び機器を追記。	
	7	粉 末 三酸化物	各容器	員数確認及 び含有量確 定	計数、化学分析及び重量測定等 分析装置及び秤量器等		7	粉 末 三酸化物	各容器	員数確認及 び含有量確 定	計数、化学分析及び重量測定等 分析装置及び秤量器等		
		液 体 硝酸塩	プルトニウム製 品等のプルトニ ウム製品貯槽へ の各移動	含有量確定	化学分析及び容量測定等 分析装置及びマンメータ等			液 体 硝酸塩	プルトニウム製 品等のプルトニ ウム製品貯槽へ の各移動	含有量確定	化学分析及び容量測定等 分析装置及びマンメータ等		
	9	液 体 硝酸塩	各移動	含有量確定	化学分析及び容量測定等 分析装置等		9	液 体 硝酸塩	各移動	含有量確定	化学分析、アルファ線計測及び容量測 定等 分析装置及び放射線計測装置等		
		粉 末 三酸化物	各容器	員数及び封 印の確認	計数及び目視			粉 末 三酸化物	各容器	員数及び封 印の確認	計数及び目視		
	7	□のKMP7に同じ					7	□のKMP7に同じ					
	8	粉 末 三酸化物	各容器	員数確認及 び重量確定	計数及び重量測定等 秤量器等		8	粉 末 三酸化物	各容器	員数確認及 び重量確定	計数及び重量測定等 秤量器等		
		9	□のKMP9に同じ					9	□のKMP9に同じ				
	*	液 体 硝酸塩	各 槽	核的損耗量 確定	²⁴¹ Puの損耗量を計算により確定		*	液 体 硝酸塩	各 槽	核的損耗量 確定	²⁴¹ Puの損耗量を計算により確定		

核燃料サイクル工学研究所計量管理規定新旧対照表

該当箇所を_____で示す。

現 行						改 定 案						備 考								
第Ⅱ-4-(1)表 再処理工場の各主要測定点における測定						第Ⅱ-4-(1)表 再処理工場の各主要測定点における測定														
MBA の 符号	KMP の 符号	物理的・化学的 形 状 (主要なもの)	単位体の記述	測 定 の 内 容		MBA の 符号	KMP の 符号	物理的・化学的 形 状 (主要なもの)	単位体の記述	測 定 の 内 容										
				目 的	方 法 ・ 機 器					目 的	方 法 ・ 機 器									
	A	セラミック	各燃料集合体	員数確認	計 数		A	セラミック	各燃料集合体	員数確認	計 数	・工程洗浄（プルトニウム溶液の集約・廃棄）に伴う低濃度溶液の分析手法及び機器を追記。								
		二酸化物						各容器					含有量確定及び重量確定	化学分析、容量測定及びせん断数等より算出等	分析装置、レベル計及びせん断数積算計等	液体セラミック	各容器	含有量確定及び重量確定	化学分析、容量測定及びせん断数等より算出等	分析装置、レベル計及びせん断数積算計等
		硝酸塩 二酸化物														硝酸塩 二酸化物				
	B	液体 固体	各槽 各容器	含有量確定	化学分析、容量測定及び非破壊測定等		B	液体 固体	各槽 各容器	含有量確定	化学分析、アルファ線計測、容量測定及び非破壊測定等		・工程洗浄（プルトニウム溶液の集約・廃棄）に伴う低濃度溶液の分析手法及び機器を追記。							
		硝酸塩 他の化合物						各容器						員数確認	計 数	硝酸塩 他の化合物	各容器	員数確認	計 数	分析装置、放射線計測装置、マンメータ、レベル計及び中性子測定装置等
		固体、その他 密封線源														三酸化物 二酸化物				固体、その他 密封線源
	C	固体、その他 粉末 液体	各槽 各容器	員数確認及び含有量確定	計数、化学分析、容量測定、重量測定及び非破壊測定等		C	固体、その他 粉末 液体	各槽 各容器	員数確認及び含有量確定	計数、化学分析、容量測定、重量測定及び非破壊測定等			・工程洗浄（プルトニウム溶液の集約・廃棄）に伴う低濃度溶液の分析手法及び機器を追記。						
		単体 硝酸塩 二酸化物 三酸化物 他の酸化物 他の化合物						分析装置、レベル計、メスシリンダー、秤量器及び中性子測定装置等							単体 硝酸塩 二酸化物 三酸化物 他の酸化物 他の化合物	分析装置、レベル計、メスシリンダー、秤量器及び中性子測定装置等				
	D	固体 液体	各槽 各容器	員数確認及び含有量確定	計数、化学分析、容量測定及び重量測定等		D	固体 液体	各槽 各容器	員数確認及び含有量確定	計数、化学分析、容量測定及び重量測定等				・工程洗浄（プルトニウム溶液の集約・廃棄）に伴う低濃度溶液の分析手法及び機器を追記。					
		硝酸塩 二酸化物 三酸化物 他の酸化物 他の化合物						分析装置、レベル計、メスシリンダー及び秤量器等								硝酸塩 二酸化物 三酸化物 他の酸化物 他の化合物	分析装置、レベル計、メスシリンダー及び秤量器等			
E	液体	各槽	含有量確定	化学分析及び容量測定等		E	液体		各槽	含有量確定	化学分析及び容量測定等									
硝酸塩	硝酸塩						分析装置、マンメータ及びレベル計等	分析装置、マンメータ及びレベル計等												

核燃料サイクル工学研究所計量管理規定新旧対照表

該当箇所を_____で示す。

現 行						改 定 案						備 考
第Ⅱ-4-(1)表 再処理工場の各主要測定点における測定						第Ⅱ-4-(1)表 再処理工場の各主要測定点における測定						
MBA の 符号	KMP の 符号	物理的・化学的 形 状 (主要なもの)	単位体の記述	測 定 の 内 容		MBA の 符号	KMP の 符号	物理的・化学的 形 状 (主要なもの)	単位体の記述	測 定 の 内 容		
				目 的	方 法 ・ 機 器					目 的	方 法 ・ 機 器	
□	H	高放射性廃液	各 槽	含有量確定	化学分析、アルファ線計測、容器測定及び間接的に推定等 分析装置、放射線計測装置及びマノメータ等	□	H	高放射性廃液	各 槽	含有量確定	化学分析、アルファ線計測、容器測定及び間接的に推定等 分析装置、放射線計測装置及びマノメータ等	・工程洗浄（プルトニウム溶液の集約・廃棄）に伴う低濃度溶液の分析手法及び機器を追記。
		固体、その他液体 単 体 硝酸塩 二酸化物 三酸化物 他の酸化物 他の化合物	各容器	員数確認及び含有量確定	計数、化学分析、容量測定及び重量測定等 分析装置、レベル計、メスシリンダー及び秤量器等			固体、その他液体 単 体 硝酸塩 二酸化物 三酸化物 他の酸化物 他の化合物	各容器	員数確認及び含有量確定	計数、化学分析、容量測定及び重量測定等 分析装置、レベル計、メスシリンダー及び秤量器等	
		ガラス固化体	各ガラス固化体	含有量確定	化学分析、アルファ線計測、容量測定及び間接的に推定等 分析装置、放射線計測装置及び流量積算計等			ガラス固化体	各ガラス固化体	含有量確定	化学分析、アルファ線計測、容量測定及び間接的に推定等 分析装置、放射線計測装置及び流量積算計等	
□	F	粉 末 セラミック 二酸化物 三酸化物	各容器	員数及び封印の確認	計数及び目視	□	F	粉 末 セラミック 二酸化物 三酸化物	各容器	員数及び封印の確認	計数及び目視	
		G	液 体 硝酸塩	各 槽	含有量確定			化学分析及び容量測定等 分析装置及びレベル計等	G	液 体 硝酸塩	各 槽	

核燃料サイクル工学研究所計量管理規定新旧対照表

該当箇所を_____で示す。

現 行					改 定 案					備 考	
第Ⅱ-5-(1)表 再処理工場における測定機器の校正の頻度及び方法					第Ⅱ-5-(1)表 再処理工場における測定機器の校正の頻度及び方法						
MBA の 符号	KMP の 符号	測定方法・機器	校正頻度	校 正 方 法	MBA の 符号	KMP の 符号	測定方法・機器	校正頻度	校 正 方 法		
□	2	調 整 槽	毎年1回	水注入法による校正	□	2	調 整 槽	毎年1回	水注入法による校正		
□	5	秤 量 器	毎年1回	零点調整及び標準分銅による校正	□	5	秤 量 器	毎年1回	零点調整及び標準分銅による校正	・工程洗浄（プルトニウム溶液の集約・廃棄）に伴うプルトニウム溶液受槽の校正方法等を追記。	
	5	中性子測定装置	測定の都度	標準試料による確認		5	中性子測定装置	測定の都度	標準試料による確認		
	7	秤 量 器	毎月1回	零点調整及び標準分銅による校正		7	秤 量 器	毎月1回	零点調整及び標準分銅による校正		
	7	プルトニウム濃縮液受槽	毎年1回	硝酸注入法による校正		7	プルトニウム濃縮液受槽	毎年1回	硝酸注入法による校正		
	B	中性子測定装置	測定の都度	標準試料による確認		9	プルトニウム溶液受槽	毎年1回	硝酸注入法による校正		
	C	振動型密度計	毎月1回	標準試料による校正		B	中性子測定装置	測定の都度	標準試料による確認		
	C	天 秤	秤量の都度	零点調整及び標準分銅による校正		C	振動型密度計	毎月1回	標準試料による校正		
	C	質量分析装置	毎月1回	一次標準試料による校正		C	天 秤	秤量の都度	零点調整及び標準分銅による校正		
	C	クーロメトリー装置	毎月1回	一次標準試料による校正		C	質量分析装置	毎月1回	一次標準試料による校正		
	C	放射線測定装置	毎月1回	標準線源による校正		C	クーロメトリー装置	毎月1回	一次標準試料による校正		
	C	吸光光度計	毎月1回	標準試料による校正		C	放射線測定装置	毎月1回	標準線源による校正		
	C	中性子測定装置	測定の都度	標準試料による確認		C	吸光光度計	毎月1回	標準試料による校正		
	H	放射線測定装置	毎月1回	標準線源による校正		C	中性子測定装置	測定の都度	標準試料による確認		
	H	吸光光度計	毎月1回	標準試料による校正		H	放射線測定装置	毎月1回	標準線源による校正		
						H	吸光光度計	毎月1回	標準試料による校正		
(注) 「一次標準試料」とは、輸入品の場合はNBS、NBL等の標準試料とし、国内品の場合は日本原子力研究所及びJCSS等の検定書付きのものとする。					(注) 「一次標準試料」とは、輸入品の場合はNBS、NBL等の標準試料とし、国内品の場合は日本原子力研究所及びJCSS等の検定書付きのものとする。						

核燃料サイクル工学研究所計量管理規定新旧対照表

該当箇所を_____で示す。

現 行			改 定 案			備 考
第Ⅱ-6-(1)表 再処理工場における操業記録事項及びその時期			第Ⅱ-6-(1)表 再処理工場における操業記録事項及びその時期			
種 類	内 容	時 期	種 類	内 容	時 期	・工程洗浄（プルトニウム溶液の集約・廃棄）に伴うプルトニウム溶液受槽の追記。
	(13) プルトニウム製品貯槽区域における操業で、操作前後の容量、濃度、同位体組成及びプルトニウム濃度 液位、密度、濃度測定時及びサンプル採取時のポンプ、バルブ、かく拌状態を確立するための手順書	その都度		(13) プルトニウム製品貯槽区域における操業で、操作前後の容量、濃度、同位体組成及びプルトニウム濃度 液位、密度、濃度測定時及びサンプル採取時のポンプ、バルブ、かく拌状態を確立するための手順書	その都度	
	(14) 測定済廃棄（ガラス固化体を含む）及び保管廃棄のHAW、MAW、LAWのバッチごとの測定結果； 核物質の容量と濃度、元素及び同位体組成、プルトニウム含有量、分析の方法と結果、移動日と払出し先、ガラス固化体については対応する高放射性液体廃棄物の受入バッチも含む	その都度		(14) 測定済廃棄（ガラス固化体を含む）及び保管廃棄のHAW、MAW、LAWのバッチごとの測定結果； 核物質の容量と濃度、元素及び同位体組成、プルトニウム含有量、分析の方法と結果、移動日と払出し先、ガラス固化体については対応する高放射性液体廃棄物の受入バッチも含む	その都度	
	(15) ウラン製品等の容器ごとに、充填日時、サンプル及びポット番号、元素及び同位体組成のための分析の方法と結果、貯蔵位置	その都度		(15) ウラン製品等の容器ごとに、充填日時、サンプル及びポット番号、元素及び同位体組成のための分析の方法と結果、貯蔵位置	その都度	
	(16) ウラン製品等の施設外への払出日時、ポット番号	その都度		(16) ウラン製品等の施設外への払出日時、ポット番号	その都度	
	(17) 核的損耗の計算とその日付（ ²⁴¹ Pu）	その都度		(17) 核的損耗の計算とその日付（ ²⁴¹ Pu）	その都度	
	(18) 核燃料物質の損失につながる事故の情報	その都度		(18) 核燃料物質の損失につながる事故の情報	その都度	
2. 測定及び校正のデータ	(1) 校正日、校正の手順と結果、251V10 と 266V23 の校正確認又は再校正、そして得られた系統誤差と偶然誤差	その都度	2. 測定及び校正のデータ	(1) 校正日、校正の手順と結果、251V10、266V23 及び 276V20 の校正確認又は再校正、そして得られた系統誤差と偶然誤差	その都度	
	(2) 重量、液位、スタックエミッション及び線量測定に使用される工程機器並びに槽の液位、密度、酸濃度及び温度測定 の校正及び校正の日付、方法、結果 校正に基づく系統誤差と偶然誤差の結果と手順、そして品質管理の関係する結果	その都度		(2) 重量、液位、スタックエミッション及び線量測定に使用される工程機器並びに槽の液位、密度、酸濃度及び温度測定 の校正及び校正の日付、方法、結果 校正に基づく系統誤差と偶然誤差の結果と手順、そして品質管理の関係する結果	その都度	
	(3) サンプルされた核物質の種類、日付、サンプルの方法、バッチ番号、サンプルごとの重量又は容量、サンプリング手順における系統誤差と偶然誤差	その都度		(3) サンプルされた核物質の種類、日付、サンプルの方法、バッチ番号、サンプルごとの重量又は容量、サンプリング手順における系統誤差と偶然誤差	その都度	
	(4) 分析機器の校正日、手順、結果、また、サンプルごとの分析方法と分析日及び分析結果、そして分析機器ごとの系統誤差と偶然誤差	その都度		(4) 分析機器の校正日、手順、結果、また、サンプルごとの分析方法と分析日及び分析結果、そして分析機器ごとの系統誤差と偶然誤差	その都度	
	(5) 定常的な品質管理の測定手順、日時、結果と活動	その都度		(5) 定常的な品質管理の測定手順、日時、結果と活動	その都度	
	(6) 分析機器の故障に関する情報	その都度		(6) 分析機器の故障に関する情報	その都度	
3. 実在庫調査の計画及び実施に当たってとられる一連の措置の記録	すべての在庫のKMPについて、実施日、実施活動の説明及びバッチデータの箇条リストを含む得られた結果	その都度	3. 実在庫調査の計画及び実施に当たってとられる一連の措置の記録	すべての在庫のKMPについて、実施日、実施活動の説明及びバッチデータの箇条リストを含む得られた結果	その都度	
4. 事故及び測定不能損失の原因及び程度を確認するための措置の記録	日付、採られた処置の記述及びその結果	その都度	4. 事故及び測定不能損失の原因及び程度を確認するための措置の記録	日付、採られた処置の記述及びその結果	その都度	

核燃料サイクル工学研究所計量管理規定新旧対照表

該当箇所を_____で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>第3編 プルトニウム燃料技術開発センターにおける国際規制物資の計量管理</p> <p>第1章 計量管理を行う者の職務及び組織</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第1条 プルトニウム燃料技術開発センターにおける国際規制物資の計量管理のため、核燃料サイクル工学研究所に次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。プルトニウム燃料技術開発センターが所掌する施設は、プルトニウム燃料施設及びプルトニウム燃料製造施設（以下「プル燃施設」という。）である。</p> <p>(1) 核燃料サイクル工学研究所長（以下「所長」という。）</p> <p>(2) 計量管理統括者（以下「統括者」という。）</p> <p>(3) 計量管理副統括者（以下「副統括者」という。）</p> <p>(4) 計量管理責任者</p> <p>(5) 部長</p> <p>(6) 核燃料管理者</p> <p>2 統括者は、プルトニウム燃料技術開発センター長とする。</p> <p>3 副統括者は、技術部長とする。</p> <p>4 計量管理責任者は、核物質管理課長とする。</p> <p>5 部長は、技術部長、燃料技術部長、環境プラント技術部長、基盤技術研究開発部長、再処理技術開発試験部長とする。</p> <p>6 核燃料管理者は、核物質管理課長、品質管理課長、処理技術課長、燃料技術開発課長、<u>環境管理課長</u>、<u>環境技術課長</u>、廃止措置技術開発課長、核種移行研究グループリーダー、研究開発第2課長とする。</p> <p>7 計量管理組織は、第Ⅲ-1図のとおりとする。</p>	<p>第3編 プルトニウム燃料技術開発センターにおける国際規制物資の計量管理</p> <p>第1章 計量管理を行う者の職務及び組織</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第1条 プルトニウム燃料技術開発センターにおける国際規制物資の計量管理のため、核燃料サイクル工学研究所に次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。プルトニウム燃料技術開発センターが所掌する施設は、プルトニウム燃料施設及びプルトニウム燃料製造施設（以下「プル燃施設」という。）である。</p> <p>(1) 核燃料サイクル工学研究所長（以下「所長」という。）</p> <p>(2) 計量管理統括者（以下「統括者」という。）</p> <p>(3) 計量管理副統括者（以下「副統括者」という。）</p> <p>(4) 計量管理責任者</p> <p>(5) 部長</p> <p>(6) 核燃料管理者</p> <p>2 統括者は、プルトニウム燃料技術開発センター長とする。</p> <p>3 副統括者は、技術部長とする。</p> <p>4 計量管理責任者は、核物質管理課長とする。</p> <p>5 部長は、技術部長、燃料技術部長、環境プラント技術部長、基盤技術研究開発部長、再処理技術開発試験部長とする。</p> <p>6 核燃料管理者は、核物質管理課長、品質管理課長、処理技術課長、燃料技術開発課長、<u>環境技術開発課長</u>、廃止措置技術開発課長、核種移行研究グループリーダー、研究開発第2課長とする。</p> <p>7 計量管理組織は、第Ⅲ-1図のとおりとする。</p>	<p>・プルトニウム燃料技術開発センターの組織改正に伴う変更</p>

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;">第Ⅲ-1 図 プルトニウム燃料技術開発センター計量管理組織図</p>	<p style="text-align: center;">第Ⅲ-1 図 プルトニウム燃料技術開発センター計量管理組織図</p>	<p>・プルトニウム燃料技術開発センターの組織改正に伴う変更</p>

核燃料サイクル工学研究所計量管理規定新旧対照表

該当箇所を_____で示す。

<p>1 この規定は、平成20年10月 1日から施行する。 附則（20規定第47号）</p> <p>1 この規定は、平成22年 3月23日から施行する。 附則（21サ（規則）第34号）</p> <p>1 この規定は、平成23年 5月 1日から施行する。 附則（23サ（規則）第16号）</p> <p>1 この規定は、平成24年 5月15日から施行する。 附則（24サ（規則）第22号）</p> <p>1 この規定は、平成24年10月 1日から施行する。 附則（24サ（規則）第41号）</p> <p>1 この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。 附則（25サ（規則）第80号）</p> <p>1 この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。 附則（26サ（規則）第63号）</p> <p>1 この規定は、平成28年 4月 1日から施行する。 附則（27サ（規則）第19号）</p> <p>1 この規定は、平成30年 1月 1日から施行する。 附則（29サ（規則）第9号）</p> <p>1 この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。 附則（29サ（規則）第43号）</p> <p>1 この規定は、平成30年 7月 1日から施行する。 附則（30サ（規則）第14号）</p> <p>1 この規定は、平成31年 3月 7日から施行する。 附則（30サ（規則）第53号）</p> <p>1 この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。 附則（令02サ（規則）第33号）</p> <p>1 この規定は、令和 4年 1月 1日から施行する。 附則（令03サ（規則）第27号）</p> <p>1 この規定は、令和 4年 6月 8日から施行する。 附則（令04サ（規則）第 5号）</p>	<p>1 この規定は、平成20年10月 1日から施行する。 附則（20規定第47号）</p> <p>1 この規定は、平成22年 3月23日から施行する。 附則（21サ（規則）第34号）</p> <p>1 この規定は、平成23年 5月 1日から施行する。 附則（23サ（規則）第16号）</p> <p>1 この規定は、平成24年 5月15日から施行する。 附則（24サ（規則）第22号）</p> <p>1 この規定は、平成24年10月 1日から施行する。 附則（24サ（規則）第41号）</p> <p>1 この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。 附則（25サ（規則）第80号）</p> <p>1 この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。 附則（26サ（規則）第63号）</p> <p>1 この規定は、平成28年 4月 1日から施行する。 附則（27サ（規則）第19号）</p> <p>1 この規定は、平成30年 1月 1日から施行する。 附則（29サ（規則）第9号）</p> <p>1 この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。 附則（29サ（規則）第43号）</p> <p>1 この規定は、平成30年 7月 1日から施行する。 附則（30サ（規則）第14号）</p> <p>1 この規定は、平成31年 3月 7日から施行する。 附則（30サ（規則）第53号）</p> <p>1 この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。 附則（令02サ（規則）第33号）</p> <p>1 この規定は、令和 4年 1月 1日から施行する。 附則（令03サ（規則）第27号）</p> <p>1 この規定は、令和 4年 6月 8日から施行する。 附則（令04サ（規則）第 5号）</p> <p>1 <u>この規定は、令和 年 月 日から施行する。</u> <u>ただし、プルトニウム燃料技術開発センターの組織改正については、令和 年 月</u> <u>日から施行する。</u> <u>附則（令 サ（規則）第 号）</u></p>	<p>・この規定は、原子力規制委員会の認可日の翌日から施行するものとする。ただし、プルトニウム燃料技術開発センターの組織改正については、原子力規制委員会の認可日以降、所長が別に定める日から施行するものとする。</p>
--	--	--